

計画策定にあたって
～ 健康推進計画 改定のポイント ～

計画の概要

新しい「健康推進計画」は健康推進計画、食育推進計画、母子保健計画の 3つの法定計画を包括したものとして策定する

【計画の概要及び国・都・市計画との関連】

	健康推進計画	食育推進計画	母子保健計画
内容	健康増進施策の基本的方向や目標について定める計画	食育の推進に関する基本的な方針や目標について定める計画	母子の健康水準を向上させる取組を推進するための計画
根拠法	健康増進法	食育基本法	母子保健法
国	健康日本 21（第二次） 計画期間：H25年度～H34年度	第3次食育推進基本計画 計画期間：H28年度～H32年度	健やか親子 21（第2次） 計画期間：H27年度～H36年度
都	東京都健康推進プラン 21 計画期間：H25年度～H34年度	東京都食育推進計画 計画期間：H28年度～H32年度	東京都子供・子育て支援総合計画 計画期間：H27年度～H31年度
市の 現行 計画	武蔵野市健康福祉総合計画 「第3章 健康推進計画」 計画期間：H24年度～H29年度 ※H26年度一部改定	武蔵野市健康福祉総合計画 「第3章 健康推進計画」に記載あり 計画期間：H24年度～H29年度	武蔵野市健康福祉総合計画 「第3章 健康推進計画」に記載あり 計画期間：H24年度～H29年度

3分野の計画を並列で包括し、一体で協議し策定（計画期間：H30年度～H35年度）

国の計画における課題整理と関連制度の動向

□ 健康日本 21(第二次) (H25 年度～H34 年度)【健康推進分野】

健康の増進に関する基本的な方向として、以下の5つが挙げられている。

- | |
|---|
| ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小 |
| ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 |
| ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上・障害者、障害の定義の見直し |
| ④健康を支え、守るための社会環境の整備 |
| ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善 |

□ 第3次食育推進基本計画 (H28 年度～H32 年度)【食育推進分野】

生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために以下の5つを重点課題としている。

- | | |
|-------|-------------------|
| 重点課題1 | 若い世代を中心とした食育の推進 |
| 重点課題2 | 多様な暮らしに対応した食育の推進 |
| 重点課題3 | 健康寿命の延伸につながる食育の推進 |
| 重点課題4 | 食の循環や環境を意識した食育の推進 |
| 重点課題5 | 食文化の伝承に向けた食育の推進 |

□ 健やか親子 21(第 2 次)(H27 年度～H36 年度)【母子保健分野】

「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指す姿として、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえ以下の3つの基盤課題と、2つの重点課題を挙げている。

基盤課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
基盤課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策
基盤課題 C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	

□ その他関連施策との関連性(主なもの)

「高齢者の医療の確保に関する法律」への対応
 → 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るため特定健康診査等実施計画の策定が必要

「日本再興戦略」「(いわゆる)骨太の方針」(平成 25 年)、国民健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針の改正(平成 26 年)
 → 国民健康保険データヘルス計画の策定が義務化

「子ども・子育て支援事業計画」への対応(平成 27～31 年度)
 → 地域子ども・子育て支援事業等との整合性(地域子育て支援拠点事業や乳児家庭全戸訪問事業等)

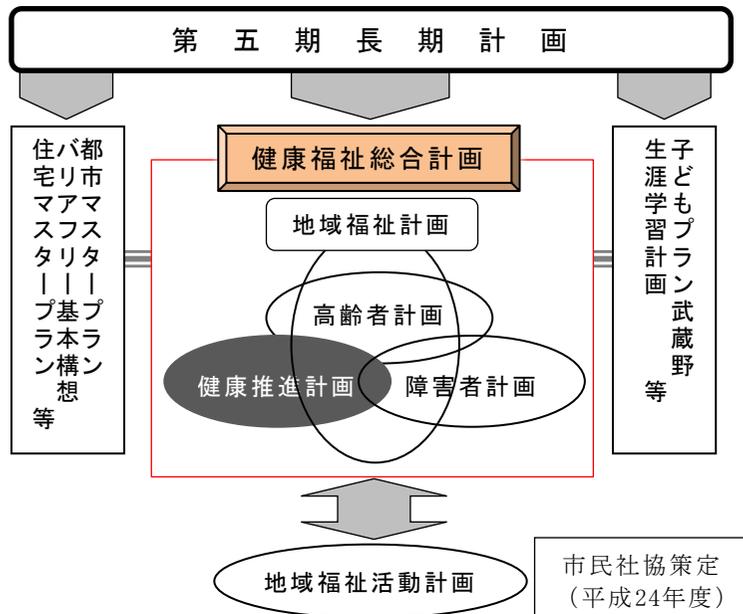
「自殺対策基本法」改正(平成 28 年)への対応
 → 内閣府事業が厚労省に移管され、市町村自殺対策計画の策定が義務化

公共施設等総合管理計画への対応(平成 28 年度)
 → 市内公共施設のうち、健康福祉分野の施設の今後の数量や管理運営方針との整合性

その他法律の改正への対応
 → 「(いわゆる)感染症法」改正
 → 「予防接種法」改正
 → 「がん対策基本法」改正

現行の健康福祉総合計画における各施策の位置づけ

【関連計画イメージ図】



●平成 29 年度は以下の計画も見直される。

- ・ 地域福祉計画
 - ・ 高齢者計画 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)
 - ・ 障害者計画 (障害福祉計画・障害児福祉計画含む)
- これらの見直しとも整合を図る必要がある。

	地域福祉計画	高齢者計画	障害者計画
内容	地域のさまざまな福祉分野の課題の解決にむけ一体となって推進するためのしくみをつくる計画	高齢者に関する各種事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画	障害者に関する各種事業や障害福祉サービスの実施に関する総合的な計画
根拠法	社会福祉法	老人福祉法 介護保険法	障害者基本法 障害者総合支援法
国	地域福祉計画の策定について (策定の指針)	地方自治体の策定支援 (システムの提供等)	障害者基本計画 (第3次) 計画期間: H25 年度～H29 年度)
都	市区町村の策定支援	東京都高齢者保健福祉計画 計画期間: H27 年度～H29 年度)	東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画 計画期間: H27 年度～H29 年度)
市の現行計画	武蔵野市健康福祉総合計画「第2章 地域福祉計画」計画期間: H24 年度～H29 年度	武蔵野市健康福祉総合計画「第4章 高齢者計画」計画期間: H24 年度～H29 年度	武蔵野市健康福祉総合計画「第5章 障害者計画」計画期間: H24 年度～H29 年度

現行の武蔵野市健康推進計画の体系(概略)

生き生きと健康で
安心して住み続けられる
支え合いのまち

基本的視点①

乳幼児から高齢者まで、それぞれの自己実現や生活の質(QOL)の維持・向上のため、予防に重点をおいた取組みを推進します。

重点的取組み 1
予防を重視した健康施策の推進

基本的視点②

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、健康づくり活動に主体的に参加、継続できる体制づくりを推進します。

重点的取組み 2
地域の力を活かした健康づくり

基本的視点③

地域の健康づくり活動との連携や、地域資源の活用をすすめ、市民の多様なニーズに応えられるよう、地域の力を生かした健康づくりを推進します。

重点的取組み 3
食育の推進

重点的取組み 4
健康危機への対応

基本施策(長期計画の体系)	健康福祉総合計画の施策
支え合いの気持ちをつむぐ	自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発
	市民が主体となる地域福祉活動の推進
	地域の人とのつながりづくり
	災害時要援護者対策の推進
誰もが地域で安心して暮らしていける仕組みづくりの推進	在宅生活支援のネットワークづくりの推進
	障害児への支援
	認知症高齢者施策の推進
	権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し
	生活困窮者への支援
誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進	障害者総合福祉法(仮称)への取組み
	子どもの健康をまもる施策の推進
	予防を重視した健康施策の推進
	食育の推進
誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり	こころの健康づくり
	高齢者・障害者の活動支援の促進
住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備	高齢者・障害者の雇用・就労支援
	サービスの質の向上
多様な危機への対応の強化	サービス基盤の整備
	健康危機への対応
第5期介護保険事業計画	介護保険事業の運営
	第5期介護保険事業計画の展望と推計
	低所得者への配慮

※ ■ が健康推進計画掲載施策